

社会保障審議会 介護保険部会（第57回）	参考資料3
平成28年4月22日	

ケアマネジメントのあり方 (参考資料)

ケアマネジャー（介護支援専門員）の概要①

ケアマネジャーについて

（1）定義

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

（2）要件等

- ①保健医療福祉分野での実務経験（医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）が5年以上である者等が、②介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、③介護支援専門員実務研修の課程を修了し、④介護支援専門員証の交付を受けた場合に、ケアマネジャーとなることができる。
- ケアマネジャーは、大別すれば、①居宅におけるケアマネジャーと、②施設等におけるケアマネジャーに区分される。

居宅におけるケアマネジャー

（1）業務

要介護者や要支援者からの相談を受け、ケアプランを作成するとともに、居宅サービス事業者等との連絡調整等や、入所を要する場合の介護保険施設への紹介等を行う。

（2）配置される事業所

居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

（3）ケアプランの位置づけ

要介護者等はケアプラン作成の依頼の旨を市町村にあらかじめ届け出た上で、ケアマネジャーによって作成されたケアプランに基づき、居宅サービス等の提供を受ける場合、1割の自己負担を払うことでサービスを受けることが可能（現物給付化）。

※ 利用者自身が作成したケアプラン（いわゆるセルフケアプラン）をあらかじめ市町村に届け出た場合も、現物給付化される。

（4）ケアプラン作成に当たっての利用者負担：利用者負担はない。

* 要支援者は、地域包括支援センター等が作成するケアプランに基づいてサービス提供を受けなければ、保険給付がなされない。ただし、要支援者も、いわゆるセルフケアプランをあらかじめ市町村に届け出た上で、当該市町村が適当と認めるときは、保険給付がなされる。

ケアマネジャー（介護支援専門員）の概要②

施設等におけるケアマネジャー

(1) 業務

施設等のサービスを利用している利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、解決すべき課題の把握等を行った上で、施設サービス計画等を作成する。

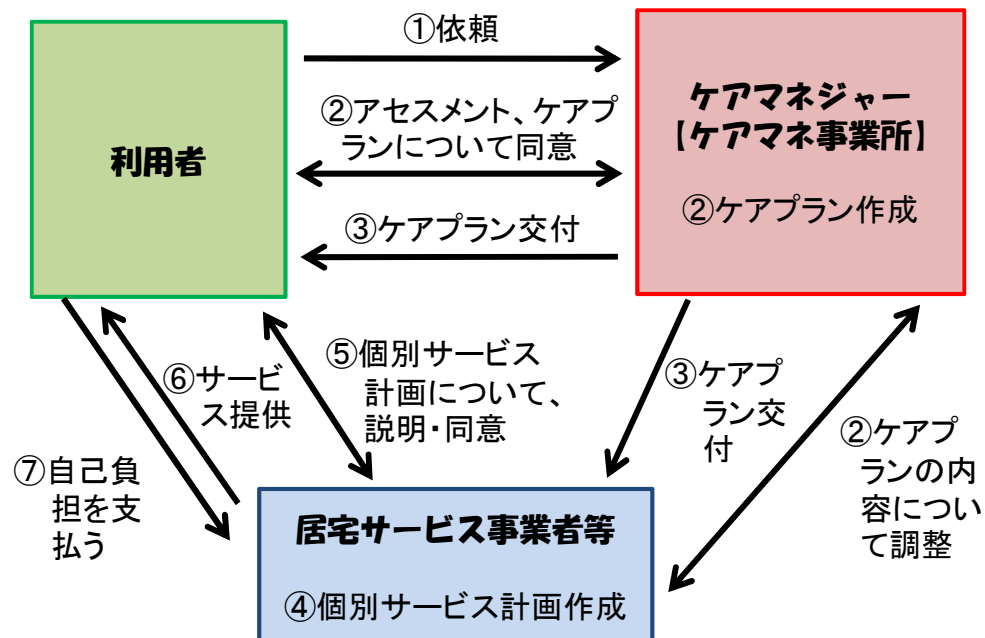
* 施設等では、施設サービス計画等に基づき、サービスを実施する。

(2) ケアマネジャーの配置が義務付けられている施設等

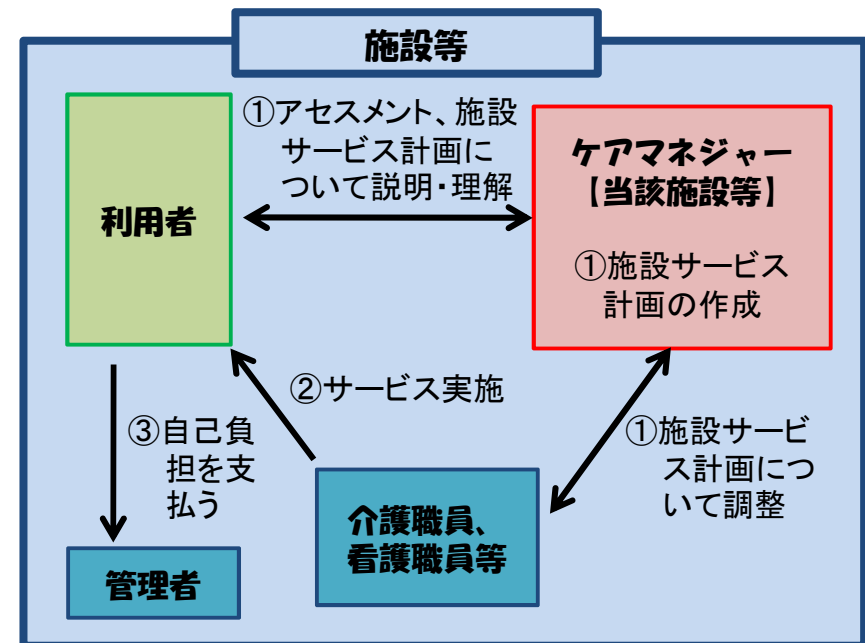
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護でも配置が義務付けられている。

居宅における業務の流れ（イメージ）

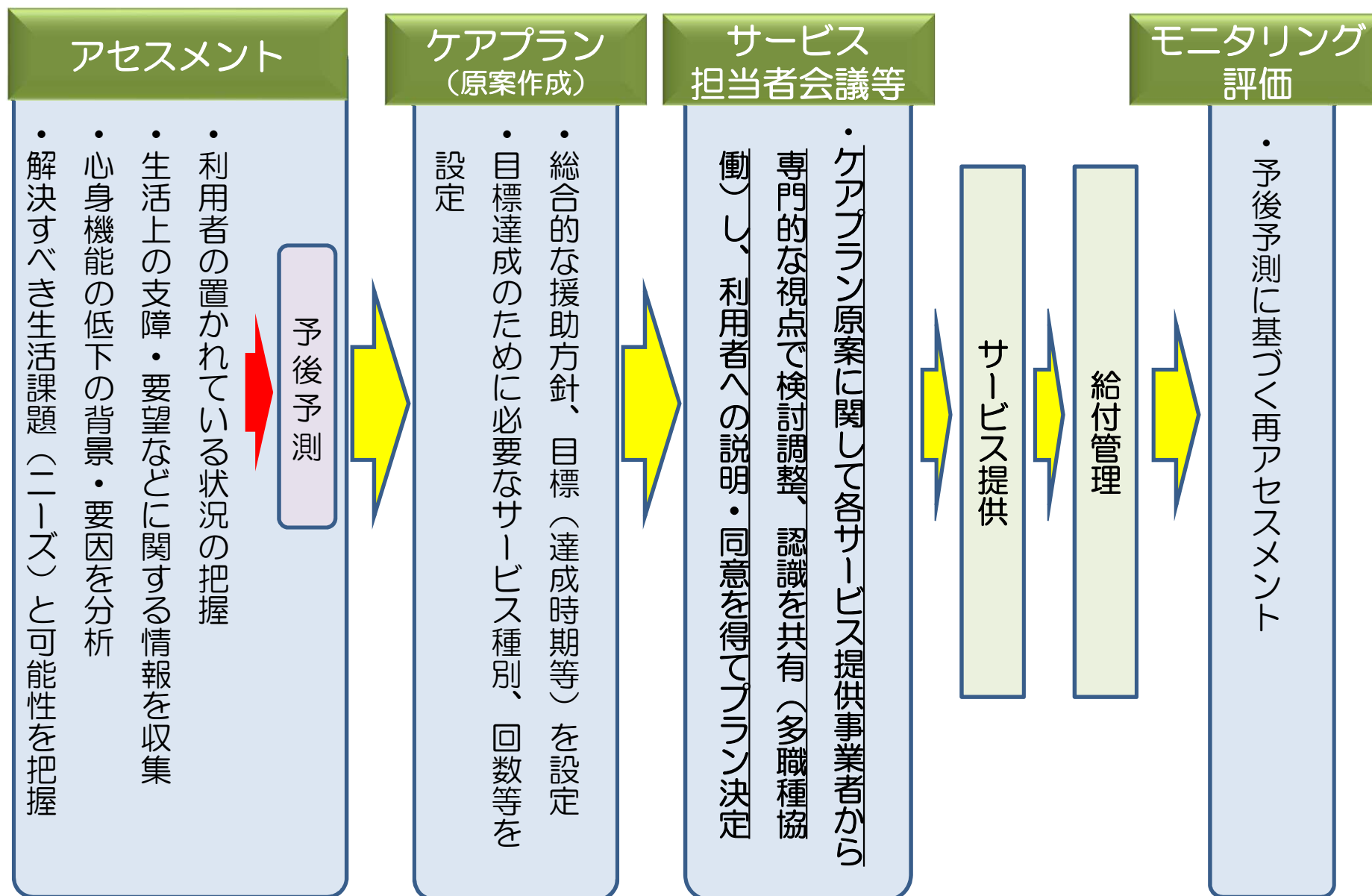


施設等における業務の流れ（イメージ）

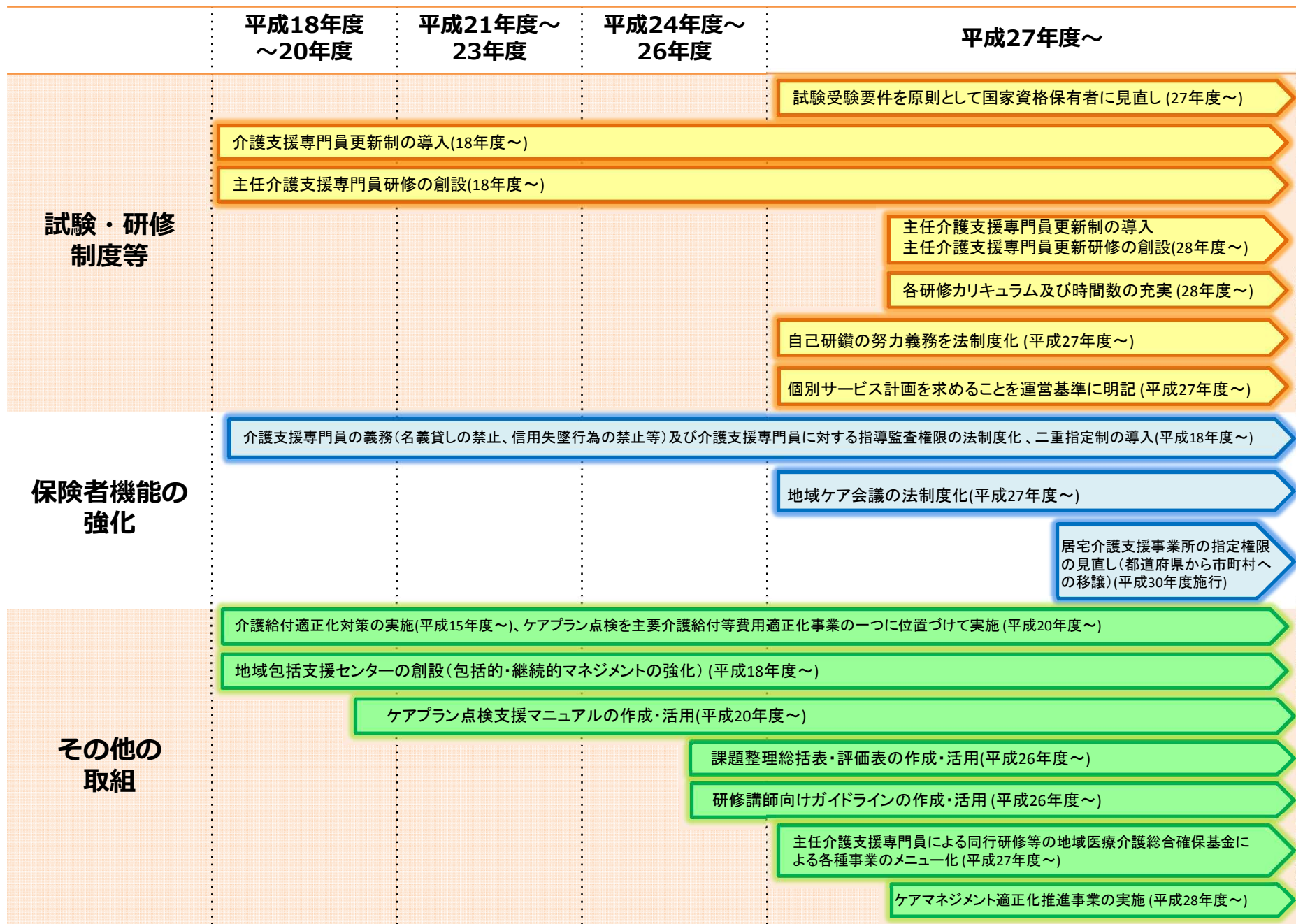


* 小規模多機能型居宅介護においては、配置されたケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護計画のほか、ケアプランも作成する。

ケアマネジメントの流れ



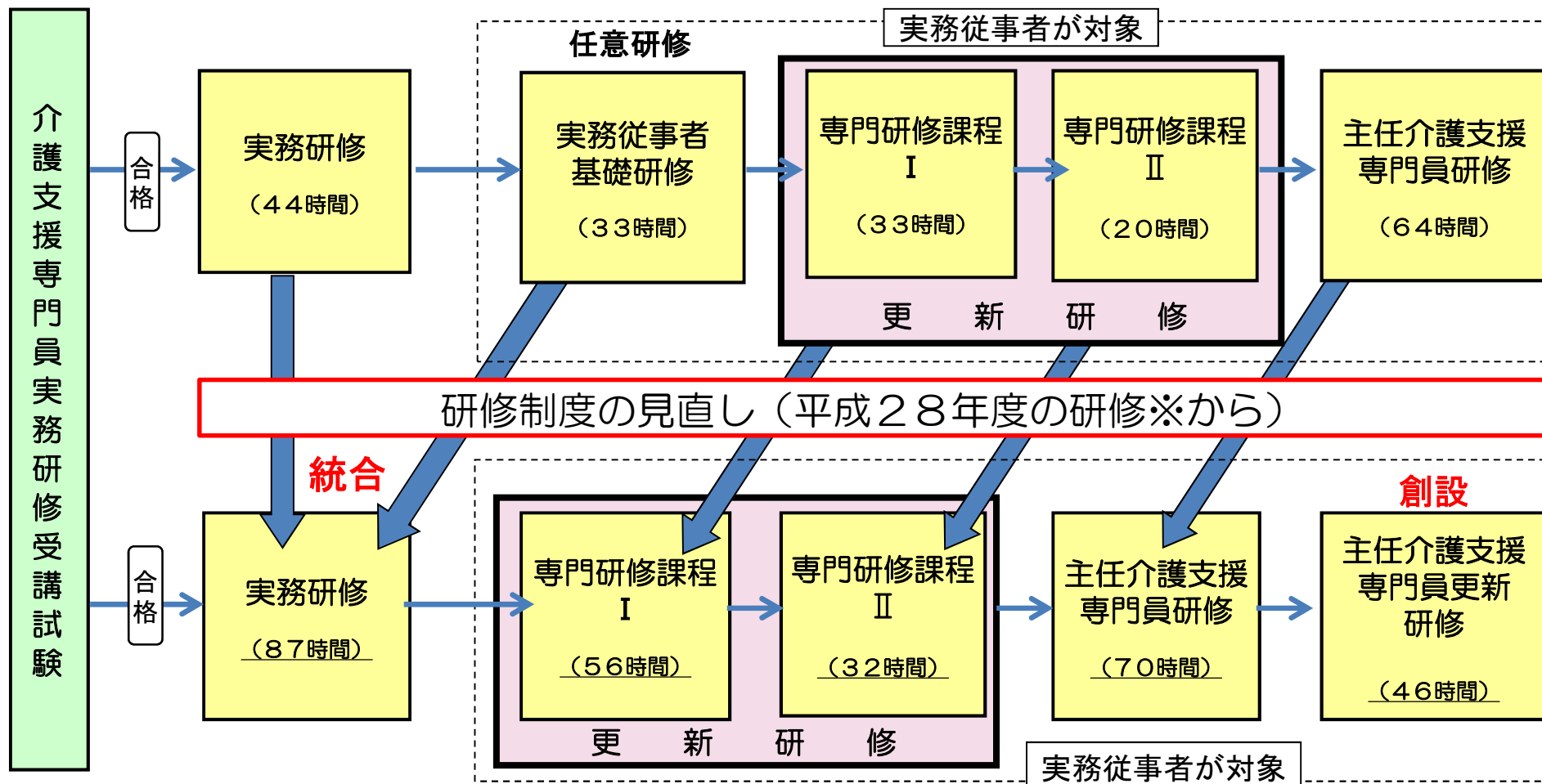
介護支援専門員制度に関する主な取組（平成18年度以降）



ケアマネジャーの研修制度について

※平成26年6月2日告示公布(主任更新については平成27年2月12日公布)

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。



※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。 5

課題整理総括表について

目的

介護支援専門員については、「利用者像や課題に応じた適切なアセスメント（課題把握）が必ずしも十分でない」、「サービス担当者会議における多職種協働が十分に機能していない」といった課題が指摘されている。

これらの課題に対応するために、利用者の状態等を把握し、情報の整理・分析等を通じて課題を導き出した過程について、多職種協働の場面等で説明する際に、適切な情報共有に資することを目的として課題整理総括表を策定した。

様式

課題整理総括表

利用者名		股				作成日		
自立した日常生活の 阻害要因 (心身の状態、環境等)		①	②	③	④	⑤	⑥	利用者及び家族の 生活に対する意向
状況の事実 ※1		現在 ※2		要因※3	改善/維持の可能性※4	備考(状況・支援内容等)		
見通し ※5		生活全般の解決すべき課題 (ニーズ)【案】		※6				
移動	室内移動	自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
	屋外移動	自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
食事	食事内容		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
	食事摂取	自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
	調理	自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
排泄	排尿・排便		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
	排泄動作	自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
口腔	口腔衛生		支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
	口腔ケア	自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
服薬		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
入浴		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
更衣		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
掃除		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
洗濯		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
整理・物品の管理		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
金銭管理		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
買物		自立	見守り 一部介助 全介助		改善 維持 悪化			
コミュニケーション能力			支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
認知			支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
社会との関わり			支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
褥瘡・皮膚の問題			支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
行動・心理症状(BPSD)			支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
介護力(家族関係含む)			支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			
居住環境			支障なし 支障あり		改善 維持 悪化			

※1 本表式は総括表でありアセスメントツールではないため、必ず別紙詳細な情報収集・分析を行うこと。なお「状況の事実」の各項目は課題分析標準項目に準拠しているが、必要に応じて追加して差し支えない。
 ※2 介護支援専門員が収集した客観的事実を記載する。選択肢に○印を記入。
 ※3 現在の状況が「自立」あるいは「支障なし」以外である場合に、そのような状況をもたらしている要因を、様式上部の「要因」欄から選択し、該当する番号(数字)を記入する(複数の番号を記入可)。
 ※4 今回の認定有効期間における状況の改善/維持/悪化の可能性について、介護支援専門員の判断として選択肢に○印を記入する。

※5 「要因」および「改善/維持の可能性」を踏まえ、要因を解決するための援助内容を、それが提供されることによって見込まれる運用の状況(目標)を記載する。
 ※6 本計画期間における優先順位を数字で記入。ただし、解決が必要だが本計画期間に取り上げることが困難な課題には「-」印を記入。

活用の場面

- 介護支援専門員に係る研修、サービス担当者会議や地域ケア会議等における多職種間での情報共有に活用
- 課題を導いた考え方が明確にされ具体的な指導につながることから、初任の介護支援専門員が主任介護支援専門員等からOJT研修を受ける際に活用

評価表について

目的

モニタリングにおいて、ケアプランに位置づけられたサービスの実施状況を把握し、短期目標を達成するために位置づけたサービスの提供期間が終了した際に、その評価・検証を行う。

短期目標の終了時期に、サービスを提供する関係者の間で、目標の達成度合いとその背景を分析・共有することで、次のケアプランに向けた再アセスメントがより有効なものとなることを企図している。

様式

評価表

利用者名 _____ 殿

作成日 _____ / _____ / _____

短期目標	(期間)	援助内容			結果 ※2	コメント (効果が認められたもの/見直しを要するもの)
		サービス内容	サービス種別	※1		

※1 「当該サービスを行う事業所」について記入する。 ※2 短期目標の実現度合いを5段階で記入する(◎:短期目標は予想を上回って達せられた、○:短期目標は達せられた(再度アセスメントして新たに短期目標を設定する)、△:短期目標は達成可能だが期間延長を要する、×1:短期目標の達成は困難であり見直しを要する、×2:短期目標だけでなく長期目標の達成も困難であり見直しを要する)

活用の場面

- ・介護支援専門員に係る研修、ケアプランを見直す際に開催するサービス担当者会議や地域ケア会議等での情報共有に活用
- ・モニタリングにおいて把握した情報をサービス担当者間で共有する場面等での活用

ケアプラン点検に関する規定について（抜粋）

◎「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日 厚生労働省老健局長通知）

別記6 任意事業

3 事業内容

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業を実施する。なお、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業のうち、主要な適正化事業は次のとおり。

・ 主要介護給付等費用適正化事業（厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件（平成20年厚生労働省告示第31号））

- ① 認定調査状況チェック
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤ 介護給付費通知

◎「第3期介護給付適正化計画」に関する指針」（平成26年8月29日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）

第二 保険者による適正化事業の推進

(2) 第3期において取り組むべき事業

① 主要5事業の取扱

2) ケアプランの点検 （事業の趣旨）

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善する。

ケアプラン点検等の取組事例について

自治体等	取組内容
青森市	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアマネジメントの質の向上及び利用者にとって真に必要なサービスの確保を図ることを目的に、青森県介護支援専門員協会等の職能団体の協力により、介護支援専門員(薬剤師)、社会福祉士、理学療法士等の多職種で構成されるケアプラン点検アドバイザーによる多面的な視点に基づくケアプラン点検を実施。
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行うケアプラン点検の場に、主任ケアマネジャー等(アドバイザー)を派遣し、専門職の視点でケアマネジャーに指導・助言等を実施。 ○ 具体的には、福岡県が県内の市町村にアドバイザー派遣の希望を聴取し、その希望に応じてアドバイザーを派遣ができるよう福岡県介護支援専門員協会(県協会)に依頼を行う。市町村が行うケアプラン点検の場に、県協会から派遣された主任ケアマネジャー等の豊富な経験と知識を有した者が同席し、専門的な視点からケアマネジャーに必要な指導・助言等を行う。なお、アドバイザーを養成するための研修を県協会の事業として実施。
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアマネジャーの中から選考されたケアマネナビゲーターが巡回相談・助言指導を行い、ケアマネジャーに対しスーパーバイズを実施。(宮崎県の助成を受け、宮崎県介護支援専門員協会が実施) ○ 具体的には、地域の居宅介護支援事業所にケアマネナビゲーターが出向き、所属するケアマネジャーに対して、ケアプラン適正化支援マニュアルに基づき、ケアプランの内容等に関する助言等の個別具体的な支援を実施。なお、そこで得られた結果や地域における課題については県協会を通じて県に報告され、また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーに情報提供される。
宮城県 ケアマネ ジャー協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアマネジャーのための各種指針(「ケアマネジャーの専門性と役割」、「医療との連携を担うケアマネジャーの役割」等)を作成し、地域のケアマネジャー等の関係者と共有。 ○ 利用者へケアプランの内容を説明する際は、ケアプランとアセスメントシートをセットで提示し、課題の分析過程等を示しながら行うよう広く推奨。 ○ 利用者の課題を適切に抽出するためのツールとして「課題検討の手引き」を作成。ケアプラン作成時や、ケアプラン点検時において広く使用。

地域ケア会議に関する規定について（抜粋）

◎介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

(会議)

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下この条において「関係者等」という。)により構成される会議(以下この条において「会議」という。)を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

◎指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

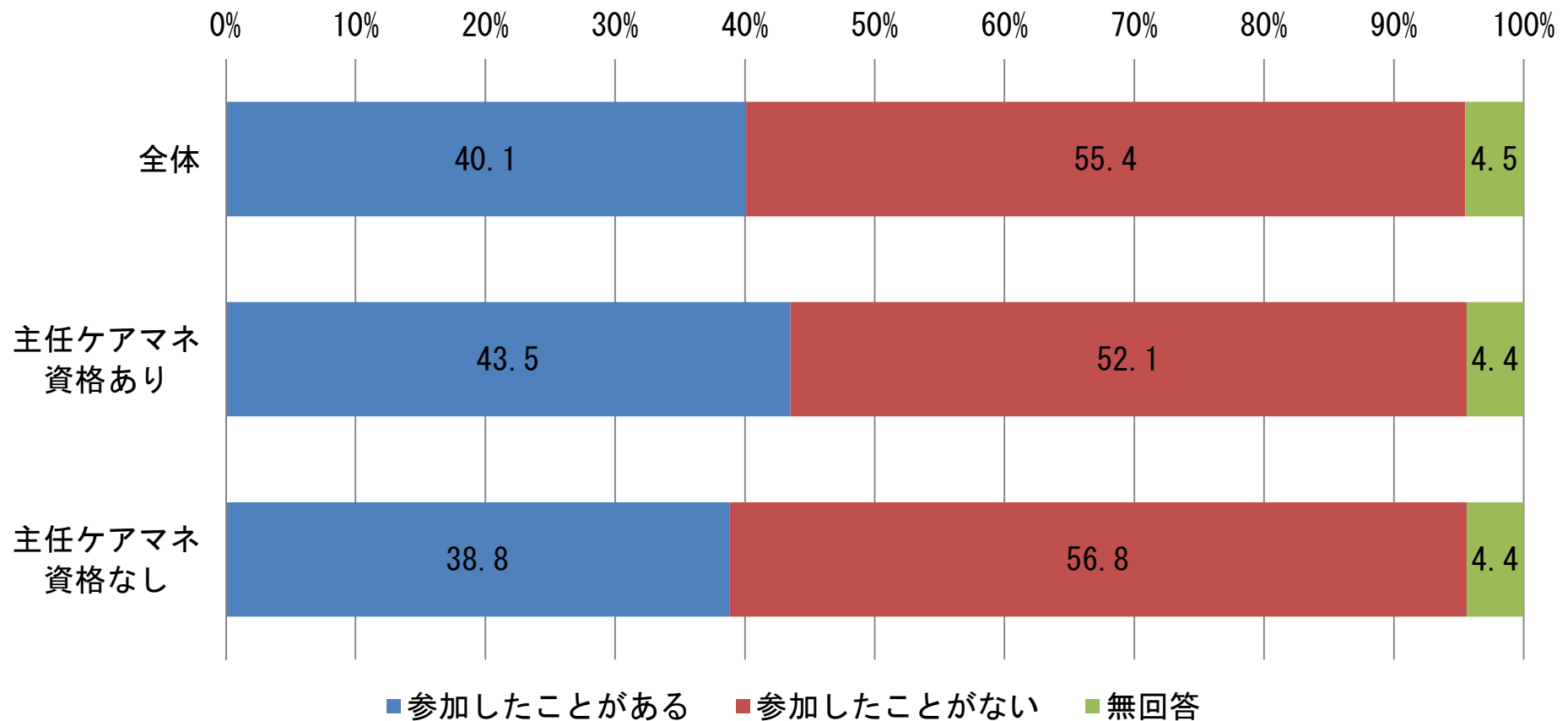
第十三条

十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

地域ケア会議参加状況

- 地域ケア会議に参加したことがある介護支援専門員の割合は、約4割である。
- 主任介護支援専門員資格を有する者と資格を有しない者では、地域ケア会議に参加したことがある割合にあまり差はみられない。

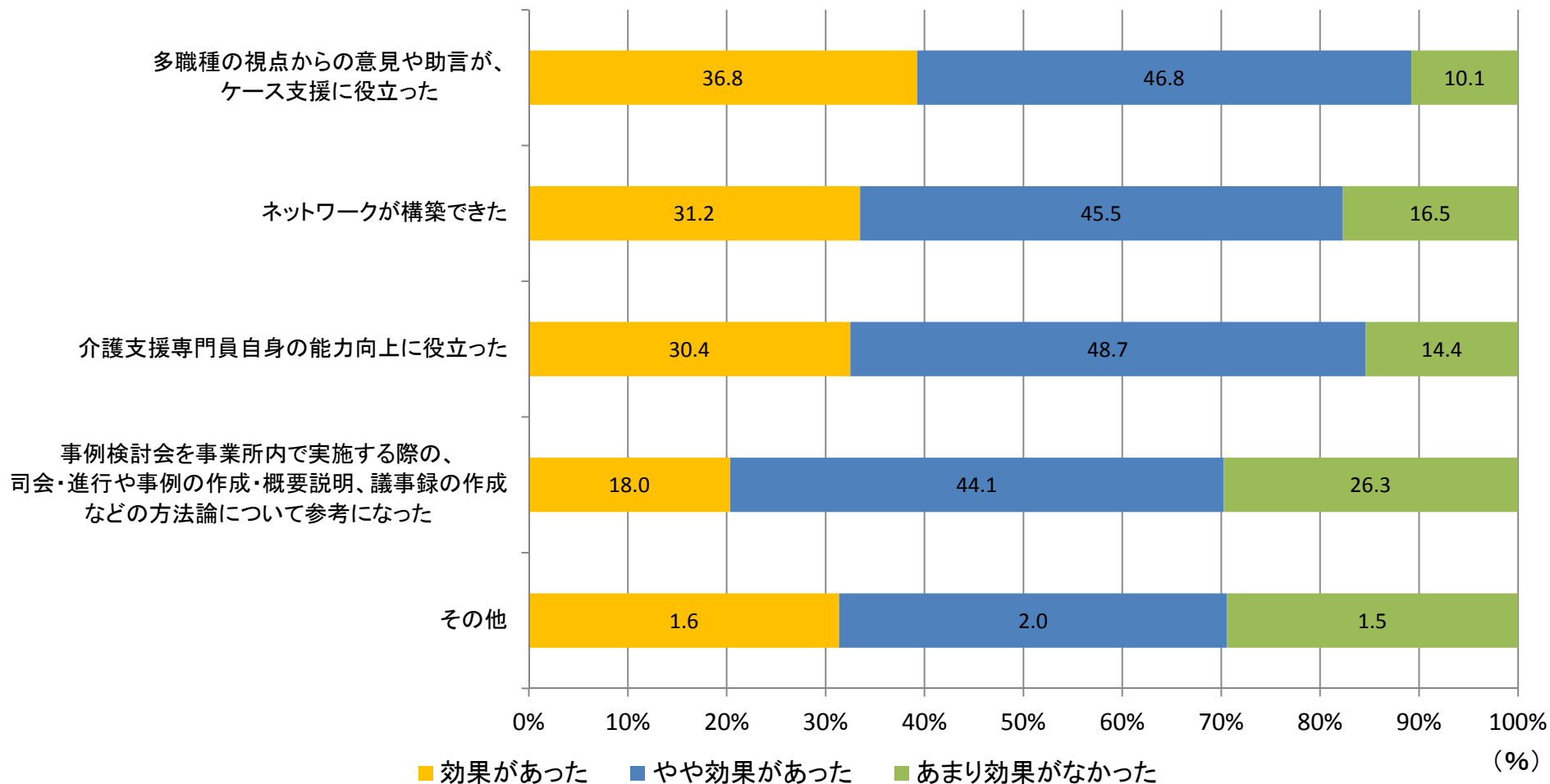
主任介護支援専門員資格有無別・地域ケア会議参加状況



【出典】株式会社三菱総合研究所「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査報告書」
(平成25年度老人保健健康増進等事業)

地域ケア会議に参加した結果

○ 地域ケア会議に参加した結果として、「多職種の視点からの意見や助言がケース支援に役立った」、「ネットワーク構築ができた」、「介護支援専門員自身の能力向上に役立った」について「効果があった」、「やや効果があった」、「あまり効果がなかった」という意見が7割を超えている。



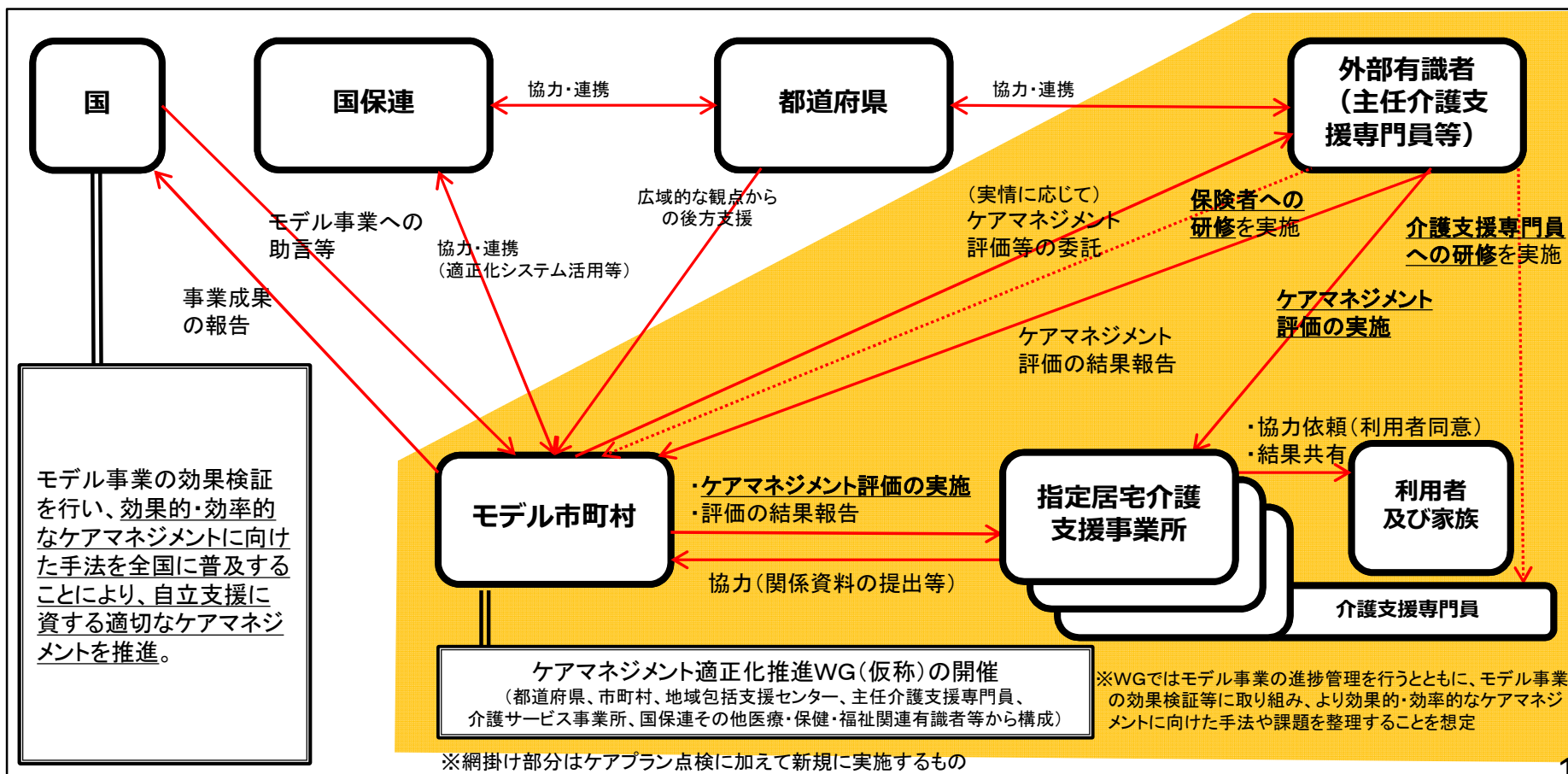
【出典】株式会社三菱総合研究所「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査報告書」
(平成25年度老人保健健康増進等事業)

ケアマネジメント適正化推進事業（新規事業）

平成28年度予算
75,000千円

- 市町村において、適切なケアマネジメントを行うための各取組を一体的に実施することにより、利用者の状態に応じた適切なサービスを提供するとともに利用者の自立を阻害するような過剰なサービス提供の防止等を通じて、自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を図る。（市町村のモデル事業として実施）
 - 具体的には、モデル市町村において、①ケアマネジメント評価の実施、②ケアマネジメント適正化推進WGの開催、③介護支援専門員を対象にしたケアマネジメント自己評価研修の実施、④保険者を対象にしたケアマネジメント評価研修の実施、⑤事業の効果検証を一体的に行うことを検討。
- ※ 国はモデル事業の効果検証を行い、より効果的・効率的なケアマネジメントに向けた手法を全国に普及することにより、自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現を推進する。

◎ケアマネジメント適正化推進事業の実施イメージ



居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

- 現在、居宅介護支援事業者の指定は、事業所からの申請により、都道府県が行うこととなっているが、指定都市・中核市以外の市町村にも指定権限を移譲する。

＜平成30年度施行＞

※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されている。

趣旨・目的

- 自立支援に資するケアマネジメントや医療との連携・多職種協働を推進していくためには、ケアマネジャー自身が資質向上に取り組むとともに、自立支援に資するケアマネジメントに取り組める環境整備を推進することも重要。
- また、医療や生活支援のニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者などが増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所のケアマネジャーと積極的に関わり、高齢者のニーズや地域課題の把握を幅広く行うとともに、ケアマネジメントに対する理解を高めしていくことが必要。
- このため、保険者機能の強化という観点から、市町村によるケアマネジャーの支援を充実することを目的として居宅介護支援事業所の指定権限を市町村へ移譲する。

介護支援専門員に対する指導監督権限の付与等の検討について

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)(抄)

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(2) 介護保険法(平9法123)

介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

会計検査院からの指摘について

「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果についての報告書」(抜粋) (平成28年3月)

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

(2)介護サービス等の実施状況について

イ 特定事業所集中減算とケアマネジメントの公正・中立の確保について

集中割合に一定の基準を設け、これを正当な理由なく上回る場合には介護報酬を減額するという特定事業所集中減算は、ケアマネジメントの公正・中立を確保するという所期の目的からみて、必ずしも合理的で有効な施策であるとは考えられず、むしろ一部の支援事業所においては、集中割合の調整を行うなどの弊害を生じさせる要因となっていると考えられる状況となっていた

2 所見

(2)介護サービス等の実施状況について

イ 特定事業所集中減算とケアマネジメントの公正・中立の確保について

厚生労働省において、ケアマネジメントの公正・中立の確保に関する各方面の意見等について十分に把握するとともに、十分な検証を行った上で、ケアマネジメントの公正・中立を確保するための合理的で有効な施策の在り方等について、特定事業所集中減算の見直しも含め、十分に検討すること

サービス類型ごとのケアマネジャーの従事者数

○ ケアマネジャーの資格を有している従事者は、約16万人いる。

介護支援専門員等の従事者数

(単位:人)

	合計	居宅介護支援事業所	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	居宅サービス事業所	地域密着型サービス					介護保険施設		
				(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
従事者数 (実数)	162,851	95,665	10,530	6,473	4,830	4,139	18,980	242	1,149	10,814	7,582	2,447
従事者数 (常勤換算)	126,530	81,780	9,072	3,256	3,430	2,541	10,542	146	770	7,699	5,697	1,597



... 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター以外で計画作成を行うための介護支援専門員等が配置されているサービス

※1 (介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、計画作成担当者の人数。

※2 「計画作成担当者」について、

○(介護予防)特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護では、「専らその職務に従事する介護支援専門員」であること

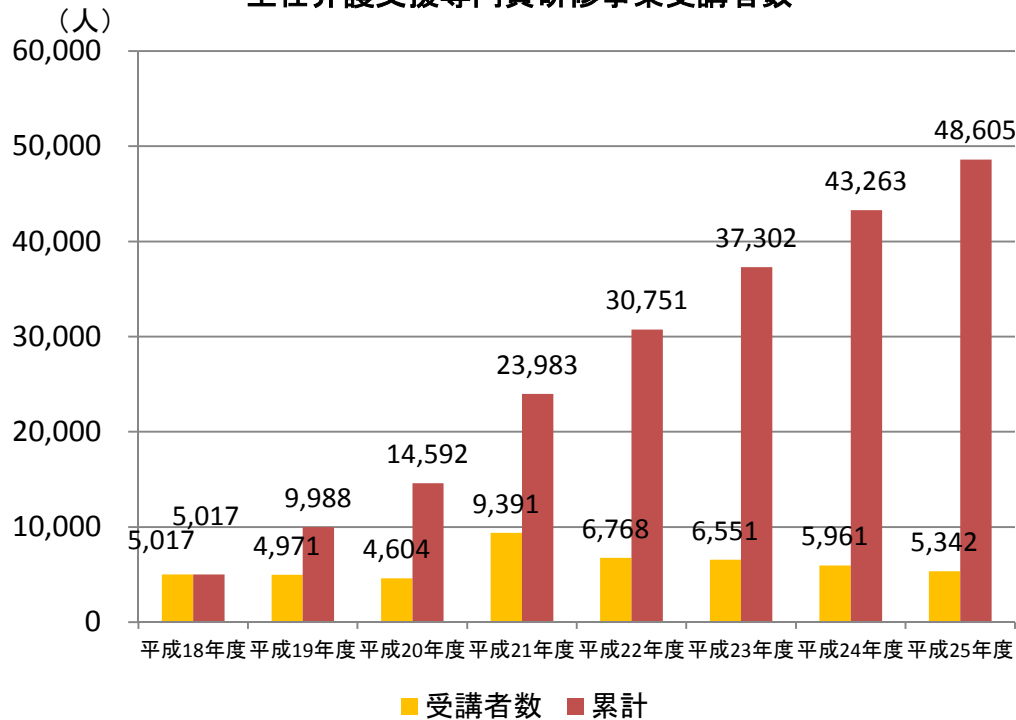
○(介護予防)認知症対応型共同生活介護では、「1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない」と

と定められている。

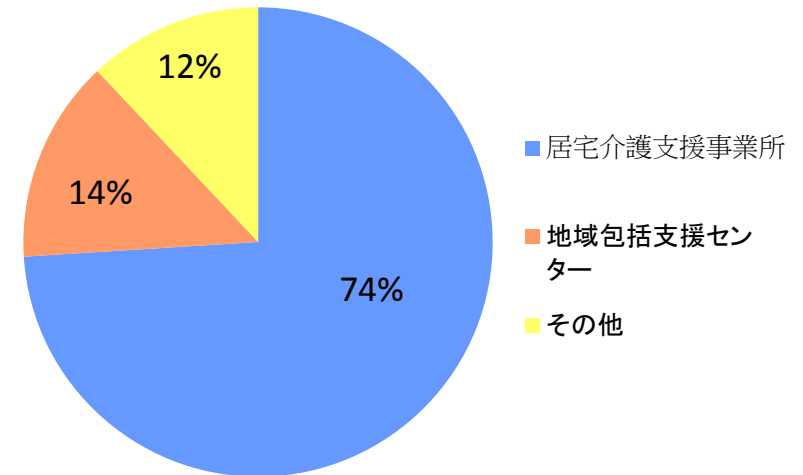
主任介護支援専門員研修の受講者数

- 主任介護支援専門員研修は、平成18年度から平成25年度までの累計で4万8千人以上が受講している。
- 受講者の勤務先として、居宅介護支援事業所が全体の約7割を占めている。

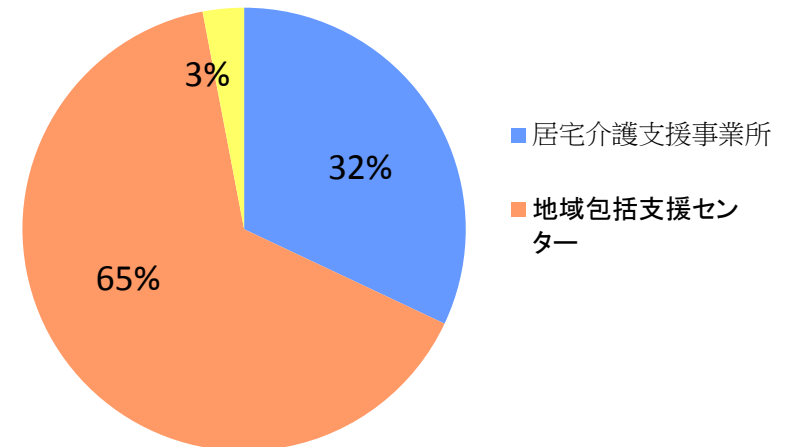
主任介護支援専門員研修事業受講者数



主任介護支援専門員研修受講者の勤務先(平成25年度)



主任介護支援専門員研修受講者の勤務先(平成18年度)



【出典】厚生労働省調べ

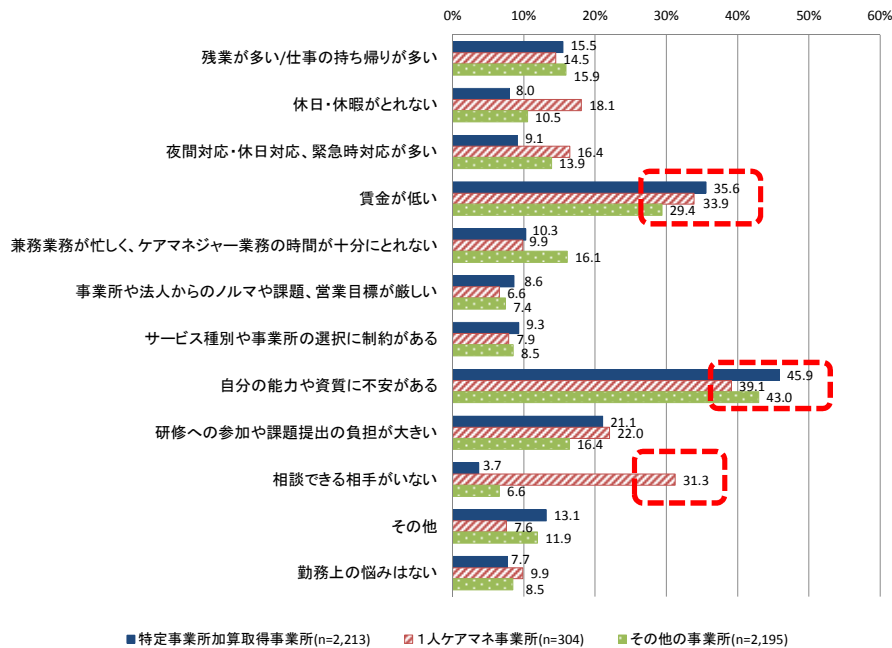
(5). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査

【業務プロセスの実施状況(1/2)】

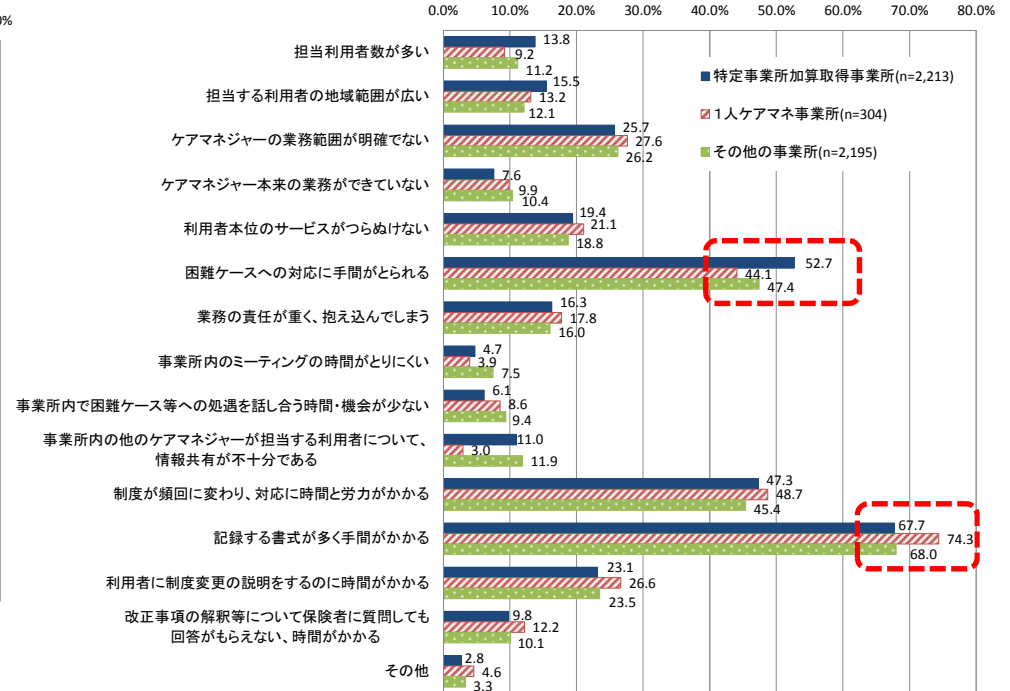
○ケアマネジャーの勤務上の悩みでは、「自分の能力や資質に不安がある」が約40%、「賃金が低い」が約30%と他の項目よりも高くなっていた。1人ケアマネ事業所では、「相談できる相手がいない」という回答が、特定事業所加算取得事業所やその他の事業所と比べて高く、30%を超えていた。(図表35)

○業務遂行に関する悩みでは、「記録する書式が多く手間がかかる」が約70%と最も多く、「困難ケースへの対応に手間がとられる」の回答も約50%と多くあげられた。(図表36)

図表35 勤務上の悩み(ケアマネジャー調査票)(複数回答)



図表36 業務遂行に関する悩み(ケアマネジャー調査票)(複数回答)



【自由記述においてみられた書類作成に関する意見】

- ・ 地域包括支援センターからの支援困難ケースの紹介が増えてきている中、訪問や対応に時間がかかり、書類作成の時間を捻出することが難しいことがあるため、書類の簡素化を望みたい。
- ・ 書類作成等の業務に負担がかかるため、利用者や家族との面談等にゆとりをもって対応できない場合がある。
- ・ 特定事業所集中減算のための計算書作成などの書類作成に多くの時間が必要であり、負担が大きい。

※ 調査票該当箇所：ケアマネジャー調査票P1 2(5)勤務上の悩み、P5 4(17)業務遂行に関する悩み